

東日本大震災の被災者等に係る一部負担金の 免除の延長について

東日本大震災の被災者等で、一定の要件に該当する被保険者又は被扶養者の医療給付に係る一部負担金(病院窓口負担)については、所定の手続きにより平成24年2月29日までの期間免除していましたが、今般、法令及び厚生労働省の通知に基づき、当健保組合の組合会の承認を得て、引き続き免除することになりました。

なお、免除に当たっての主な概要は次のとおりとなっています。

1. 免除を受けるための主な要件(抜粋)

- (1) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定する特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより家屋が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者。
- (2) 原子力災害対策特別法に規定する計画的避難区域等の対象となっている者。
- (3) その他詳しくは健保組合にお問い合わせください。

2. 免除期間

平成24年3月1日～平成25年2月28日

※.ただし、次の自己負担免除は、平成24年2月29日で終了となります。

- ① 入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額等
- ② 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ③ 保険証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合の診療等に係る療養費

3. 免除証明書

免除対象の該当者は、罹災証明書・被災証明書等を添付し所定の様式で当健保組合へ届け出て、「健康保険一部負担金等免除証明書」の発行を受けてください。

該当者が医療機関等で治療を受ける場合、被保険者証と免除証明書を提示し受診してください。(保険診療に要した費用の一部負担が免除されることから原則10割給付となります)